証券コード　6753
平成26年６月３日

株　主　各　位

大阪市阿倍野区長池町22番22号
シャープ株式会社
取締役社長　髙　橋　興　三

第120期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、当社第120期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使いただけますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成26年６月24日（火曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. **日　　時**　平成26年６月25日（水曜日）午前10時
2. **場　　所**　大阪市西区新町１丁目14番15号
　オリックス劇場
　※昨年と会場が異なります。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

3. **目的事項**

報告事項
１．第120期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第120期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　取締役11名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　当社株式の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）継続の件

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 書面の郵送により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成26年６月24日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットにより議決権を行使される場合は、55頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、平成26年６月24日（火曜日）午後５時までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、当社は、株式会社ＩＣＪ（株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社）が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

(3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱います。

(4) インターネット等による方法で複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使といたします。

以　上

○開会時刻（午前10時）直前は受付の混雑が予想されますので、お早目にご来場ください。（受付開始 午前８時45分）

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

○次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/event/shareholder_meeting/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

○株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載してお知らせいたします。

○決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成25年４月１日から
平成26年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、アベノミクスによる金融緩和や各種経済対策効果により、企業収益の改善や、設備投資の持ち直しの動きが見られました。また、消費税率引き上げ前の駆け込み需要により、耐久消費財を中心に個人消費が活発化するなど、堅調に推移しました。

一方、海外も、新興国の成長鈍化や欧州での景気回復の遅れが見られるものの、米国や中国の景気が緩やかに拡大するなど、総じて底堅い動きを示しました。

こうした中、当社グループは、高精細４Ｋ[注1]対応ＡＱＵＯＳやフルＨＤパネルで４Ｋ相当の高精細、高画質表示を実現する「クアトロンプロ[注2]」、ＩＧＺＯ液晶ディスプレイ[注3]搭載スマートフォン、需要が旺盛な国内市場向け太陽電池、さらにはモバイル端末向け中小型液晶パネルなど、特長デバイスと独自商品の創出及び販売強化に取り組みました。加えて、在庫の低減や設備投資の抑制、さらには総経費の徹底削減など、全社あげて経営改善の諸施策を推進しました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高が、前年度比18.1％増の2兆9,271億円となりました。一方、利益は、営業利益が前年度比2,548億円増の1,085億円、経常利益が2,597億円増の532億円、当期純利益が5,569億円増の115億円となり、中期経営計画で掲げた当期純利益の黒字化を達成することができました。

また、中期経営計画の着実な遂行に向けた戦略的投資資金の確保と財務基盤の強化を図るため、公募による新株式の発行、オーバーアロットメントによる株式の売出し及び第三者割当増資を実施し、総額1,437億円の資金調達を行いました。

各部門別の状況は、概ね次のとおりです。

プロダクトビジネス

デジタル情報家電では、液晶カラーテレビの販売が、米州や欧州で低迷したものの、国内で堅調に推移したことに加え、中国や新興国などで伸長し、売上は前年度を上回りました。また、携帯電話は、海外メーカーとの競争激化から、売上が前年度を下回りました。その結果、同部門の売上高は、前年度比0.2％増の7,333億円となりました。

健康・環境では、国内でエアコン、冷蔵庫、中国で空気清浄機の販売が好調に推移したことなどにより、売上高は前年度比5.6％増の3,268億円となりました。

太陽電池は、国内の住宅用及びメガソーラーなど産業用の販売が伸長したことから、売上高は前年度比68.9％増の4,390億円となりました。

また、ビジネスソリューションについては、海外でモノクロ複合機が好調に推移したほか、国内及び米国で、インフォメーションディスプレイが伸長し、売上高は前年度比7.4%増の3,188億円となりました。

これらの結果、プロダクトビジネス部門の売上高は、前年度比13.8%増の1兆8,180億円となりました。

デバイスビジネス

液晶では、スマートフォンやタブレット端末向けなどの中小型液晶パネルに加え、大型液晶パネルが好調に推移し、売上高は前年度比25.2%増の8,147億円となりました。

また、電子デバイスも、スマートフォン向けカメラモジュールや近接センサなどの各種センサの販売が伸長したことから、売上高は前年度比28.3%増の2,943億円となりました。

これらの結果、デバイスビジネス部門の売上高は、前年度比26.0%増の1兆1,090億円となりました。

(注) 1. ４K：４K２K(3,840×2,160＝8,294,400ドット)、フルHD(1,920×1,080＝2,073,600ドット)の４倍の精細度。
2. 平成25年10月22日発表、液晶テレビの新ラインアップ。詳細は当社ホームページをご参照ください。http://www.sharp.co.jp/corporate/news/131022-a.html
3. ＩＧＺＯ液晶ディスプレイ：株式会社半導体エネルギー研究所との共同開発により量産化。

(部門別売上高)

部門	金額	構成比	前年度比
	億円	%	%
デジタル情報家電	7,333	25.0	100.2
健康・環境	3,268	11.2	105.6
太陽電池	4,390	15.0	168.9
ビジネスソリューション	3,188	10.9	107.4
プロダクトビジネス	18,180	62.1	113.8
液晶	8,147	27.8	125.2
電子デバイス	2,943	10.1	128.3
デバイスビジネス	11,090	37.9	126.0
合計	29,271	100.0	118.1

(注) 記載金額は、外部顧客に対する売上高であり、億円未満を切り捨てて表示しております。

なお、前連結会計年度までは、２期連続の多額の営業損失・当期純損失の計上、重要な営業キャッシュ・フローのマイナスとなりました。そのような状況の中で、有利子負債が増加し、そのうち短期の有利子負債の割合が高水準となりました。短期の有利子負債には、無担保普通社債やシンジケートローンが含まれており、シンジケートローンには財務制限条項が定められています。こうした状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、業績面では、当連結会計年度の業績は、営業損益、経常損益、当期純損益ともに黒字を確保し、営業キャッシュ・フローもプラスに転じるなど、平成25年５月14日公表の中期経営計画を着実に推進しております。また、資金面では、金融機関からの継続的な支援協力の下、シンジケートローン3,600億円の契約更改を行うとともに、追加資金枠1,500億円の設定契約を締結し、平成25年９月に第20回無担保転換社債型新株予約権付社債、及び平成26年３月に第22回無担保社債の償還を完了しました。さらに、公募による新株式の発行及びオーバーアロットメントによる株式の売出しや当社のモノづくりの強みを梃子とした新事業領域での戦略的アライアンスの推進による第三者割当増資など、戦略的投資分野を中心とした資金の確保と財務基盤の強化などの対応策を実施しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められません。

(2) 設備投資の状況

スマートフォンやタブレット端末をはじめとするモバイル端末向け液晶の旺盛な需要に対応するため、中小型液晶ラインをはじめ総額494億円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

平成25年６月24日付のQualcomm Incorporatedへの第三者割当並びに平成25年10月22日付の株式会社デンソー、株式会社マキタ及び株式会社ＬＩＸＩＬへの第三者割当による新株式の発行により、総額234億円の資金調達を行いました。また、平成25年10月15日付の公募による新株式の発行及び平成25年11月12日付のオーバーアロットメントによる株式の売出しに関連した野村證券株式会社への第三者割当による新株式の発行により、総額1,203億円の資金調達を行いました。

なお、運転資金の安定性を確保するため、平成25年６月25日に株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行をアレンジャーとする、既存シンジケートローン3,600億円の契約を更改するとともに、新規シンジケートローン1,500億円の契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しですが、国内は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動から、一時的に個人消費の落ち込みが見られるものの、各種経済対策の下支えによる企業収益の改善や家計所得の増加、雇用情勢の改善など、景気の回復が期待されます。一方、海外は、総じて緩やかな回復が見込まれるものの、米国の金融緩和縮小による影響や、中国・新興国の先行き不透明感、さらにはウクライナにおける地政学的リスクなどから、予断を許さない状況が続くものと思われます。

こうした情勢に対処すべく、当社グループでは、「構造改革ステージ」から「再成長ステージ」への飛躍をめざして、お客様ニーズを捉えた革新的商品やソリューションの創出に取り組んでまいります。

「プロダクトビジネス」では、４K対応ＡＱＵＯＳや独自の「クアトロンプロ」など大型液晶テレビ、狭額縁デザイン「ＥＤＧＥＳＴ」採用のスマートフォンやタブレット端末、音声メッセージや光で家電製品の機能や便利な使い方などをガイドする「ココロエンジン[注1]」搭載家電、茶葉に含まれる栄養成分[注2]をほとんど壊さず[注3]にお茶にすることができる「ヘルシオお茶プレッソ」、さらには世界累計販売台数5,000万台[注4]を達成し、一段と進化をめざすプラズマクラスター搭載商品など、特長商品の拡大を図ります。あわせて、太陽電池事業のエネルギーソリューション事業への転換、複合機やディスプレイ機器を軸としたオフィスソリューション、サービス事業の強化にも取り組んでまいります。

「デバイスビジネス」では、顧客視点に立った営業体制の構築を図り、液晶と電子デバイスのソリューション提案力を強化するとともに、急拡大が進む中国スマートフォン市場への戦略展開を進めてまいります。特に、液晶では、ＩＧＺＯ液晶ディスプレイを核とした中小型液晶パネルの顧客拡大や、パネル・実装工場の生産革新、提携先との協業関係の強化による液晶工場の安定操業に努めてまいります。また、電子デバイスでは、カメラモジュールや、監視カメラデバイスをはじめ各種センサ、タッチパネル、ＧａＮパワーデバイスなど特長デバイスの販売拡大を図り、電子デバイス事業全体の拡充・強化を進めます。

このほか、アジア・パシフィック地域と中近東・アフリカ地域の連携による事業拡大を図るため「アジア・中近東・アフリカ代表」を配置するなど、組織改革を実行し、新たな取り組みをスタートさせるとともに、挑戦する組織風土作りや財務体質の改善を推し進め、当社グループの「再生と成長」の実現に邁進してまいります。

（注）1. シャープの商標。
2. ビタミンA、ビタミンC、ビタミンE、カテキン、食物繊維、クロロフィル、テアニン、カフェインなど。
3. １回で１～３人前の茶葉を挽く場合。
4. 平成12年10月～平成25年12月末のシャーププラズマクラスター搭載商品及びプラズマクラスターイオン発生デバイスの国内・海外出荷台数合計。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分＼年度	平成22年度（第117期）（平成22年4月1日～平成23年3月31日）	平成23年度（第118期）（平成23年4月1日～平成24年3月31日）	平成24年度（第119期）（平成24年4月1日～平成25年3月31日）	平成25年度（第120期）（平成25年4月1日～平成26年3月31日）
売上高（百万円）	3,021,973	2,455,850	2,478,586	2,927,186
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	59,124	△65,437	△206,488	53,277
当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	19,401	△376,076	△545,347	11,559
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（円）	17.63	△341.78	△489.83	8.09
総資産（百万円）	2,885,678	2,614,135	2,087,763	2,181,680
純資産（百万円）	1,048,645	645,120	134,837	207,173
1株当たり純資産額（円）	932.46	568.83	106.90	115.43

②当社の財産及び損益の状況の推移

区分＼年度	平成22年度（第117期）（平成22年4月1日～平成23年3月31日）	平成23年度（第118期）（平成23年4月1日～平成24年3月31日）	平成24年度（第119期）（平成24年4月1日～平成25年3月31日）	平成25年度（第120期）（平成25年4月1日～平成26年3月31日）
売上高（百万円）	2,431,217	1,873,629	1,787,116	2,039,924
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	26,445	△91,774	△234,089	△11,280
当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	12,458	△359,846	△529,881	△16,547
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（円）	11.32	△327.03	△475.93	△11.58
総資産（百万円）	2,506,476	2,296,471	1,674,268	1,772,400
純資産（百万円）	957,344	578,888	64,728	193,411
1株当たり純資産額（円）	870.03	526.10	55.50	114.39

(6) 主要な事業内容（平成26年３月31日現在）

当社グループは、電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造・販売を主な事業としており、部門別の主要製品は、次のとおりであります。

部門		主要製品
プロダクトビジネス	デジタル情報家電	液晶カラーテレビ、カラーテレビ、プロジェクター、ブルーレイディスクレコーダー、携帯電話機、タブレット端末、電子辞書、電卓、ファクシミリ、電話機等
	健康・環境	冷蔵庫、過熱水蒸気オーブン、電子レンジ、小型調理機器、エアコン、洗濯機、掃除機、空気清浄機、扇風機、除湿機、加湿機、プラズマクラスターイオン発生機、電気暖房機器、理美容機器、ＬＥＤ照明機器、ネットワーク制御ユニット等
	太陽電池	結晶太陽電池、薄膜太陽電池等
	ビジネスソリューション	ＰＯＳシステム機器、ハンディーターミナル機器、電子レジスタ、インフォメーションディスプレイ、デジタル複合機、各種オプション・消耗品、各種ソフトウェア、ＦＡ機器、洗浄機等
デバイスビジネス	液晶	アモルファスシリコン液晶ディスプレイモジュール、ＩＧＺＯ液晶ディスプレイモジュール、ＣＧシリコン液晶ディスプレイモジュール等
	電子デバイス	カメラモジュール、ＣＣＤ・ＣＭＯＳイメージャ、液晶用ＬＳＩ、マイコン、フラッシュメモリ、アナログＩＣ、衛星放送用部品、地上波デジタルチューナ、高周波モジュール、ネットワーク部品、半導体レーザ、ＬＥＤ、光センサ、光通信用部品、レギュレータ、スイッチング電源等

(7) 主要な営業所及び工場（平成26年３月31日現在）

①当　社

本　　社	本社（大阪市阿倍野区）
支　　社	東京支社（東京都港区）
研究・開発拠点	研究開発本部（奈良県天理市）、生産技術開発本部（奈良県天理市）、 ビジネスソリューション開発本部（奈良県大和郡山市）、 ディスプレイデバイス開発本部（三重県亀山市）
生　産　拠　点	〔デジタル情報家電部門〕 栃木工場（栃木県矢板市）、亀山工場（三重県亀山市）、 広島工場（広島県東広島市）、奈良工場（奈良県大和郡山市） 〔健康・環境部門〕 八尾工場（大阪府八尾市） 〔太陽電池部門〕 葛城工場（奈良県葛城市）、堺工場（堺市堺区） 〔ビジネスソリューション部門〕 奈良工場 〔液晶部門〕 三重工場（三重県多気町）、亀山工場、天理工場（奈良県天理市） 〔電子デバイス部門〕 福山工場（広島県福山市）、三原工場（広島県三原市）

②子会社

国　内	シャープエレクトロニクスマーケティング㈱（大阪市阿倍野区） シャープマニファクチャリングシステム㈱（大阪府八尾市） シャープエネルギーソリューション㈱（大阪市平野区） シャープエンジニアリング㈱（大阪市平野区） シャープビジネスソリューション㈱（東京都港区）
海　外	シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション（アメリカ） シャープ・エレクトロニクス(ヨーロッパ)・リミテッド（イギリス） シャープ・エレクトロニクス(ヨーロッパ)ゲー・エム・ベー・ハー（ドイツ） シャープ・アプライアンシズ(タイランド)リミテッド（タイ） 夏普弁公設備(常熟)有限公司（中国） 無錫夏普電子元器件有限公司（中国） 南京夏普電子有限公司（中国）

（注）シャープエネルギーソリューション(株)は、平成26年５月１日付で本店所在地を大阪市平野区から大阪市阿倍野区に変更しております。

(8) 従業員の状況（平成26年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

区　　分	従業員の数	前年度末比増減
国　　内	24,118名	減 640名
海　　外	26,135	増 246
合　　計	50,253	減 394

②当社の従業員の状況

従業員の数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17,617名	減 399名	42.5歳	20.7年

(9) 主要な借入先及び借入額（平成26年３月31日現在）

①国　内

借　入　先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	340,979百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	331,713
株式会社りそな銀行	28,762
日本生命保険相互会社	21,000
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	18,762
みずほ信託銀行株式会社	13,762
明治安田生命保険相互会社	12,500
住友生命保険相互会社	10,000
第一生命保険株式会社	8,500

（注）上記には、シンジケートローン契約に基づく借入を含んでおります。

②海　外

借　入　先	借入金残高
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	51,081百万円
株式会社みずほ銀行	22,094

（注）海外には、外貨建ての借入を含んでおります。

(10) 重要な子会社の状況（平成26年３月31日現在）

会　社　名	資　本　金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
シャープエレクトロニクスマーケティング㈱	百万円 2,000	% 100.0	家電及び情報製品の販売
シャープマニファクチャリングシステム㈱	483	100.0	生産設備機械及び金型等の製造販売
シャープエネルギーソリューション㈱	422	100.0	太陽光発電システムの販売及び空調・電気設備工事
シャープエンジニアリング㈱	389	100.0	家電製品のアフターサービス
シャープビジネスソリューション㈱	1,638	100.0	ソフトウェアの開発販売、情報製品の販売及びアフターサービス並びにサプライ等の販売
シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション	千米ドル 448,292	100.0	家電、情報製品及びデバイスの製造販売
シャープ・エレクトロニクス(ヨーロッパ)・リミテッド	千ユーロ 80,468	100.0	家電、情報製品及び太陽光発電システムの販売
シャープ・エレクトロニクス(ヨーロッパ) ゲー・エム・ベー・ハー	千ユーロ 51,385	100.0	家電、情報製品及びデバイスの販売
シャープ・アプライアンシズ(タイランド) リミテッド	千タイバーツ 948,650	100.0	家電製品の製造販売
夏普弁公設備(常熟)有限公司	千米ドル 54,400	100.0	情報製品の製造販売
無錫夏普電子元器件有限公司	千米ドル 31,500	※ 80.0	デバイスの製造販売
南京夏普電子有限公司	千米ドル 100,580	※100.0	家電製品及びデバイスの製造販売

（注）１．※印は間接所有を含む比率であります。
２．シャープ・エレクトロニクス（ヨーロッパ）・リミテッドは、その子会社として、前年度まで記載のシャープ・エレクトロニクス（ユーケー）リミテッドを含めて記載しております。

(11) その他

〈クアルコム等との共同開発・出資契約〉

当社は、平成24年12月４日開催の取締役会において、Qualcomm Incorporated（以下、「クアルコム」といいます。）の100％出資子会社であるPixtronix, Inc.（以下、「ピクストロニクス」といいます。）と、次世代のＭＥＭＳ[注]ディスプレイを共同開発する旨及びクアルコムを割当先とした第三者割当による新株式の発行（以下、「本第三者割当増資」といいます。）を行う旨を決議し、クアルコム等との間で共同開発・出資契約（以下、「本共同開発・出資契約」といいます。）を締結いたしました。

本共同開発・出資契約の目的は、ピクストロニクスが保有するＭＥＭＳディスプレイ技術の特長である高い色再現性に、当社のＩＧＺＯ－ＴＦＴ技術の特長である高速応答かつ低消費電力などを活かした次世代のＭＥＭＳディスプレイを共同開発し、将来における実用化に向け取り組むことで、ＩＧＺＯ－ＴＦＴ技術を核とした中小型液晶事業の成長戦略を加速させ、収益の拡大及び企業価値を向上させることにあります。

なお、本第三者割当増資は、２回に分けて実施することとしておりましたが、第１次増資及び第２次増資とも手続きが完了いたしております。

（注）ＭＥＭＳ：Micro Electro Mechanical Systems（微小電子機械システム）

（第１次増資）

①発行新株式数	30,120,000株
②発行価額	１株につき164円
③発行価額の総額	4,939,680,000円
④払込期日	平成24年12月27日

（第２次増資）

①発行新株式数	11,868,000株
②発行価額	１株につき502円
③発行価額の総額	5,957,736,000円
④払込期日	平成25年６月24日

〈公募等による新株式発行及び株式の売出し〉

当社は、平成25年９月18日開催の取締役会において、公募等による新株式の発行及び株式の売出し（以下、「本新株式発行等」といいます。）を行う旨を決議いたしました。

本新株式発行等の目的は、平成25年５月14日に公表いたしました「中期経営計画」を着実に遂行し、持続的な成長を実現するための戦略的投資分野を中心とした資金の確保と堅固な財務基盤を確立することにあります。

なお、本新株式発行等に係る手続きは、完了いたしております。

（公募による新株式発行）

①募集株式の数　408,000,000株

・国内一般募集における国内共同主幹事会社の買取引受けの対象株式
280,000,000株

・海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式
120,000,000株
・海外募集における海外引受会社に対して付与した追加的に発行する株式を買取る権利の対象株式
8,000,000株

②発行価格　　１株につき279円
③発行価格の総額　113,832,000,000円
④払込金額　　１株につき267.36円
⑤払込金額の総額　109,082,880,000円
⑥払込期日　　平成25年10月15日

（株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し））
①売出株式の数　42,000,000株
②売出価格　　１株につき279円
③売出価格の総額　11,718,000,000円
④受渡期日　　平成25年10月16日

（オーバーアロットメントによる売出しに関連した野村證券株式会社に対する第三者割当による新株式発行）
①募集株式の数　42,000,000株
②払込金額　　１株につき267.36円
③払込金額の総額　11,229,120,000円
④払込期日　　平成25年11月12日

〈デンソーとの協業及び同社を割当先とする第三者割当増資〉

当社は、平成25年９月18日開催の取締役会において、株式会社デンソーとの間で、自動車分野における新たな価値創造を目指した協業（以下、「本協業」といいます。）を推進することとし、本協業をより確実に推進するため、同社を割当先とした第三者割当による新株式の発行（以下、「本第三者割当増資」といいます。）を行う旨を決議いたしました。

本協業及び本第三者割当増資の目的は、プラズマクラスターイオン発生機等で取引関係のあった同社との間で、同社が培った車載機器技術に、当社が家電開発で培った先端技術をユーザー志向で融合させることにより、同社と自動車分野における新たな価値創造を目指した協業を推進することとし、これと併せて、両社の信頼関係をより強固なものとし、本協業をより確実に推進することにあります。

なお、本第三者割当増資は、手続きが完了いたしております。

①発行新株式数　8,960,000株
②発行価額　　１株につき279円
③発行価額の総額　2,499,840,000円
④払込期日　　平成25年10月22日

〈マキタとの資本業務提携〉

当社は、平成25年９月18日開催の取締役会において、株式会社マキタとの間で資本業務提携（以下、「本資本業務提携」といいます。）を行う旨及び同社を割当先とした第三者割当による新株式の発行（以下、「本第三者割当増資」といいます。）を行う旨を決議いたしました。

本資本業務提携の目的は、商品のＯＥＭ供給で取引関係のあった同社との間で、当社が保有するセンサーなどのエレクトロニクス技術を活かした同社の商品の開発、両社の保有する販売及びアフターサービス網・調達網といったバリューチェーンの相互活用を目指した業務提携を推進することとし、これと併せて、両社の信頼関係をより強固なものとし、本業務提携をより確実に推進することにあります。

なお、本第三者割当増資は、手続きが完了いたしております。

①発行新株式数　　35,842,000株
②発行価額　　１株につき279円
③発行価額の総額　9,999,918,000円
④払込期日　　平成25年10月22日

〈ＬＩＸＩＬとの資本業務提携〉

当社は、平成25年９月18日開催の取締役会において、株式会社ＬＩＸＩＬとの間で資本業務提携（以下、「本資本業務提携」といいます。）を行う旨及び同社を割当先とした第三者割当による新株式の発行（以下、「本第三者割当増資」といいます。）を行う旨を決議いたしました。

本資本業務提携の目的は、家電機器と建材を融合させた製品などの企画を担う合弁会社設立など業務提携関係にある同社との関係をさらに強化するため、具体的な企画・開発プロセスを実行に移し、幅広い販路での販売を目指した業務提携を推進することとし、これと併せて、両社の信頼関係をより強固なものとし、本業務提携をより確実に推進することにあります。

なお、本第三者割当増資は、手続きが完了いたしております。

①発行新株式数　　17,921,000株
②発行価額　　１株につき279円
③発行価額の総額　4,999,959,000円
④払込期日　　平成25年10月22日

〈ＴＦＴ液晶事業に関する競争法関連調査等〉

ＴＦＴ液晶事業に関し、欧州委員会競争総局等による調査を受けており、また、北米等において損害賠償を求める民事訴訟が提起されております。

2. 会社の株式に関する事項（平成26年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　2,500,000,000 株

(2) 発行済株式の総数　　1,701,214,887 株 （自己株式10,449,752株を含む。）

（注）平成25年６月24日付、10月22日付及び11月12日付の第三者割当による新株式の発行並びに平成25年10月15日付の公募による新株式の発行により、発行済株式の総数は524,591,000株増加しております。

(3) 株　主　数　　196,447 名

(4) 大　株　主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本生命保険相互会社	51,492千株	3.05%
明治安田生命保険相互会社	45,781	2.71
QUALCOMM INCORPORATED	41,988	2.48
株式会社みずほ銀行	41,910	2.48
株式会社三菱東京UFJ銀行	41,678	2.47
株式会社マキタ	35,842	2.12
サムスン電子ジャパン株式会社	35,804	2.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	28,525	1.69
シャープ従業員持株会	27,034	1.60
三井住友海上火災保険株式会社	24,658	1.46

（注）１．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。
２．株式会社みずほ銀行には、上記以外に退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が6,000千株あります。
３．上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成26年３月31日現在）

(1) 当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(2) 従業員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成18年10月17日発行の第20回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は、平成25年９月27日をもって行使期間が満了しました。なお、本社債は平成25年９月30日にすべて償還しました。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成26年３月31日現在）

（※印は代表取締役）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※ 取締役社長	髙橋興三	
※ 取締役	水嶋繁光	副社長執行役員 技術担当
※ 取締役	大西徹夫	専務執行役員 コーポレート統括本部長
※ 取締役	方志教和	専務執行役員 デバイスビジネスグループ担当
取締役	藤本聡	常務執行役員 コーポレート統括本部副本部長兼構造改革実行本部長
取締役	橋本仁宏	常務執行役員 コーポレート統括本部副本部長兼経営管理担当
取締役	藤本俊彦	常務執行役員 コーポレート統括本部経営戦略担当
取締役	伊藤ゆみ子	執行役員 コーポレート統括本部法務担当
取締役	加藤誠	
常勤監査役	上田準三	
常勤監査役	平山信次	
監査役	夏住要一郎	弁護士 太陽工業株式会社 社外監査役 新家工業株式会社 社外監査役
監査役	奥村萬壽雄	公益財団法人日本道路交通情報センター 理事長 株式会社テレビ朝日 社外監査役 丸一鋼管株式会社 社外監査役

（注）１．取締役のうち、加藤　誠氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役のうち、平山信次、夏住要一郎、奥村萬壽雄の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．常勤監査役 平山信次氏は、長年にわたり銀行等の業務及び経営に携わってきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役 奥村萬壽雄氏は、上記のほか、平成25年６月20日まで一般財団法人全日本交通安全協会の理事長を兼職しておりました。
５．当社は、取締役 加藤　誠、監査役 夏住要一郎、監査役 奥村萬壽雄の３氏を、当社が株式を上場している東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同証券取引所に対して届け出ております。
６．平成26年４月１日付で取締役の担当及び重要な兼職の状況が次のとおり変更となりました。

（※印は代表取締役）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※ 取締役	大西徹夫	副社長執行役員 コーポレート統括本部長兼グローバル事業推進担当
取締役	藤本聡	常務執行役員 コーポレート統括本部副本部長兼経営戦略担当
取締役	藤本俊彦	常務執行役員 米州代表 シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション 会長
取締役	伊藤ゆみ子	常務執行役員 コーポレート統括本部法務担当

なお、監査役 奥村萬壽雄氏の重要な兼職先の株式会社テレビ朝日は、平成26年４月１日付で認定放送持株会社に移行し、株式会社テレビ朝日ホールディングスに社名変更しております。

(2) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	兼　職　状　況	当社との関係
社外監査役	夏　住　要一郎	太陽工業株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
		新家工業株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
社外監査役	奥　村　萬壽雄	公益財団法人日本道路交通情報センター 理事長	特別の関係はありません。
		株式会社テレビ朝日 社外監査役	特別の関係はありません。
		丸一鋼管株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
		一般財団法人全日本交通安全協会 理事長	特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	加　藤　　誠	当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席し、必要に応じて独立的な見地により発言を行っております。
社外監査役	平　山　信　次	当事業年度に開催された取締役会には21回のすべてに、また監査役会には14回のすべてに出席し、必要に応じて独立的な見地により発言を行っております。
社外監査役	夏　住　要一郎	当事業年度に開催された取締役会には21回のうち19回に、また監査役会には14回のすべてに出席し、必要に応じて弁護士としての専門的かつ独立的な見地により発言を行っております。
社外監査役	奥　村　萬壽雄	当事業年度に開催された取締役会には21回のうち19回に、また監査役会には14回のすべてに出席し、必要に応じて独立的な見地により発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 16名　245百万円

監査役　4名　　61百万円

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．当事業年度におきましては、役員賞与は支給いたしません。
３．社外取締役２名及び社外監査役３名に対する報酬等の額は51百万円であり、上記金額に含んでおります。
４．上記には、平成25年６月25日開催の第119期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役７名への当事業年度分の報酬等を含んでおります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

月額報酬については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限額（取締役：月額6,000万円以内、監査役：月額650万円以内）の範囲内において決定します。各取締役の月額報酬は、業績、リスクの大きさ等を斟酌して、取締役会の委任を受けた報酬委員会が決定し、各監査役の月額報酬は、監査役の協議により決定いたします。

賞与については、定時株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの支給総額についてご承認いただいた上で、各取締役の賞与額は、個人の営業成績や貢献度を斟酌して、取締役会の委任を受けた報酬委員会が決定し、各監査役の賞与額は、監査役の協議により決定いたします。

なお、退職慰労金については、取締役及び監査役ともに第114期定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

5.　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	325百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	386百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
２．当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務として、各種会計業務に関するアドバイザリー業務等について対価を支払っております。

なお、海外の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合若しくは企業会計審議会が定める監査基準等に照らして不適切な会計監査を行っており、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案として提出する方針であります。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、自ら率先してシャープグループ企業行動憲章及びシャープ行動規範を遵守・実践し、従業員の模範となるとともに、グループ全体に徹底する責任を負う。また、取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席して取締役の職務を相互に監督するとともに、監査役による監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の重要会議の議事録は、議案に係る資料を含めて適正に保管し、閲覧できる状態とする。決裁書を含めた職務の執行に関する文書については、文書管理規程を定め、適正に保存、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「ビジネスリスクマネジメント要綱」に基づいて、「ＣＳＲ・コンプライアンス委員会」を設置し、多様なビジネスリスクに総合的かつ体系的に対応する。また、緊急事態が発生した場合には、「緊急時対応要綱」に基づき、組織機能の維持、迅速な復旧を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度の下、取締役による経営の意思決定と監督及び執行役員による業務執行が、迅速かつ効率的に行われる体制を確保する。取締役会規則、職務権限規程等により取締役、執行役員及び従業員の職位ごとの権限及び責任を明確にする。

(5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

シャープグループ企業行動憲章及びシャープ行動規範を全社に徹底し、その実践を図る。「コンプライアンス基本規程」に基づいて、全社のコンプライアンス推進体制を整備する。また、内部通報制度「クリスタルホットライン」及び「競争法ホットライン」の運用、反社会的勢力との関係遮断・排除の社内体制の整備、内部監査によるグループ全体の業務の適正性のチェック等を行う。

⑹ 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営については、独立性を尊重し、自主管理・自主責任に委ねることにより機動性を確保するとともに、子会社の業務の適正を親会社と同一水準に保つために、その職務の執行について、適正な指導・監督を行う。

⑺ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制及びその従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室に専任の従業員（監査役スタッフ）を置き、監査役の指示による調査の権限を認める。監査役スタッフの人事考課は監査役が行い、その他の人事に関する事項の決定には、監査役の同意を得る。

⑻ 取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役への報告基準を定め、重要事項等については、当該基準に従い遅滞なく報告を行う。監査役が、当社若しくはグループ会社の事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、これに協力する。

⑼ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役、執行役員及び従業員は、監査役会が定めた監査基準と監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行と監査環境の整備に協力する。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、当社グループのように製造業を営む企業が、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるためには、中長期的な視点により先端技術や製造技術を自社内で開発、活用し、また、この間に顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの良好な協力関係を構築することが必要不可欠であると考えております。

また、当社グループの買収を企図した当社取締役会の賛同を得ない当社株式の買付行為であっても、これに応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすものや、株主の皆様に株式の売却を強要するおそれのあるものなどの不適切な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えており、このような不適切な買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別の取り組み

当社グループは、「誠意と創意」の経営信条の下、時代を先取りする独自商品の開発を通じて、企業価値の向上に努めるとともに、社会への貢献を果たしてきました。

また、当社グループは、先進のエレクトロニクス技術を駆使し、顧客のニーズを捉えた革新的な商品やサービスを創出することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えております。

こうした考えの下、当社グループは、平成25年度以降、事業ポートフォリオの再構築を着実に実行し、安定的な利益成長とキャッシュ創出を果たす「新生シャープ」の実現に向け、「中期経営計画」を策定しました。「中期経営計画」では、初年度にあたる平成25年度を「構造改革ステージ」、次の平成26年度、27年度を本格成長へと舵を切る「再成長ステージ」と位置付け、シャープの「再生と成長」の実現をめざしてまいります。

この目標を達成するために、次の３つの基本戦略を推し進めてまいります。

①「勝てる市場・分野」へ経営資源をシフト

②自前主義からの脱却、アライアンスの積極活用

③ガバナンス体制の変革による実行力の強化

具体的には、「事業ポートフォリオの再構築」「液晶事業の収益性改善」「アセアンを最重点地域とした海外事業の拡大」「全社コスト構造改革による固定費削減」「財務体質の改善」の重点施策に取り組み、企業価値の拡大を図ってまいります。

このほか、コンプライアンス意識やステークホルダーの視点をもって事業活動に取り組むことにより企業の社会的責任を果たすとともに、環境・教育・社会福祉の分野を中心とした様々な社会貢献活動の推進により、広く社会からの期待に応え、信頼と評価を高めるよう推進してまいります。

また当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えており、連結業績と財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、長期的な視点に立って、株主の皆様への利益還元に取り組んでまいります。

これらのほか、(3)の取り組みを行っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取り組み

当社は、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式の買付行為（以下、「大量買付行為」といい、そのような買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に関するルールを『当社株式の大量買付行為に関する対応プラン』（以下、「本プラン」といいます。）として定めており、その概要は次のとおりです。

①(1)の基本方針に記載のとおり、当社取締役会は、当社株式の大量買付行為に応じるか否かについては、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、株主の皆様が適切な判断を行うためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えており、そのためには、大量買付行為が行われる際の一定の合理的なルールを設定しておくことが不可欠であると考えております。

②当社取締役会が設定するルールでは、大量買付者に対して、イ）事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報提供をすること、ロ）当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大量買付行為を開始することを求めています。

③当社取締役会は、大量買付者がルールを遵守しない場合、あるいは、ルールを遵守していてもその行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうと判断される場合には、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保するため、対抗措置を発動することがあります。

④当社取締役会による大量買付行為の検討・対抗措置の発動にあたっては、社外取締役、社外監査役及び外部の有識者の中から選任される３名以上の委員により構成される特別委員会の勧告を最大限尊重し、最終決定いたします。なお、対抗措置の発動を決定した後、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供があり、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると特別委員会が勧告し、当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を取り止めます。

(4) 本プランに対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが(1)の基本方針に沿っており、また、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

①本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後にのみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない場合、あるいは、遵守していても当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大量買付行為が行われる場合には、当社取締役会が大量買付者に対して相当の対抗措置

を発動することがあることを明記しております。

②本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化し、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行える環境を整えるものです。また、本プランの発効・継続は、当社株主の皆様の承認を条件としています。

③本プランは、不適切な大量買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示するものであり、対抗措置の発動は本プランに従って行われます。さらに、大量買付行為に関して当社取締役会が評価、検討、対抗措置の発動等を行う際には、外部専門家等から助言を得るとともに、特別委員会の意見を最大限尊重することを定めており、本プランには当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれています。

(5) 本プランの有効期間

本プランは、平成23年６月23日に開催された当社第117期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、その有効期間は平成26年６月30日までに開催される第120期定時株主総会終結の時までとなっています。

（注）本プランの詳細については、当社ホームページに掲載のニュースリリースをご参照ください。
・平成25年５月14日付ニュースリリース
http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/pdf/2013/130514.pdf
なお、平成26年５月12日開催の取締役会において、平成26年６月25日開催の当社第120期定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、本プランを一部変更の上、継続することを決定いたしました。その詳細は、株主総会参考書類42頁から54頁をご参照ください。

連結貸借対照表

（平成26年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	1,374,244	流動負債	1,551,625
現金及び預金	379,596	支払手形及び買掛金	292,518
受取手形及び売掛金	432,744	電子記録債務	81,952
たな卸資産	295,126	短期借入金	681,557
繰延税金資産	23,733	１年内償還予定の社債	100,340
未収入金	141,958	未払費用	165,927
その他	106,937	未払法人税等	22,056
貸倒引当金	△ 5,850	賞与引当金	31,731
固定資産	807,299	製品保証引当金	13,302
有形固定資産	519,701	訴訟損失引当金	21,665
建物及び構築物	718,606	その他	140,577
機械装置及び運搬具	1,304,447	固定負債	422,882
工具、器具及び備品	345,056	社債	60,000
土地	92,784	長期借入金	229,479
リース資産	62,397	退職給付に係る負債	101,383
その他	28,759	その他	32,020
減価償却累計額	△2,032,348	負債合計	1,974,507
無形固定資産	46,048	純資産の部	
工業所有権	3,012	株主資本	339,042
ソフトウェア	27,644	資本金	121,885
その他	15,392	資本剰余金	95,950
投資その他の資産	241,550	利益剰余金	135,096
投資有価証券	174,011	自己株式	△ 13,889
その他	67,804	その他の包括利益累計額	△ 143,882
貸倒引当金	△ 265	その他有価証券評価差額金	6,851
繰延資産	137	繰延ヘッジ損益	△ 160
社債発行費	137	為替換算調整勘定	△ 41,206
		退職給付に係る調整累計額	△ 109,367
		少数株主持分	12,013
		純資産合計	207,173
資産合計	2,181,680	負債純資産合計	2,181,680

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

（平成25年４月１日から
平成26年３月31日まで）

（単位：百万円）

売上高		**2,927,186**
売上原価		2,396,344
売上総利益		**530,842**
販売費及び一般管理費		422,282
営業利益		**108,560**
営業外収益		**19,488**
受取利息及び配当金	2,388	
その他の営業外収益	17,100	
営業外費用		**74,771**
支払利息	20,726	
その他の営業外費用	54,045	
経常利益		**53,277**
特別利益		**9,817**
固定資産売却益	3,472	
投資有価証券売却益	6,345	
特別損失		**17,124**
固定資産除売却損	1,621	
減損損失	11,770	
投資有価証券評価損	2,162	
投資有価証券売却損	369	
和解金	67	
訴訟損失引当金繰入額	1,135	
税金等調整前当期純利益		**45,970**
法人税、住民税及び事業税		38,962
法人税等調整額		△ 5,980
少数株主損益調整前当期純利益		**12,988**
少数株主利益		1,429
当期純利益		**11,559**

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成25年４月１日から
平成26年３月31日まで）

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益
当期首残高	212,337	276,179	△290,912	△ 13,872	183,732	6,062	△ 25
当期変動額							
新株の発行	71,885	71,885			143,770		
資本金から剰余金への振替	△162,337	162,337			－		
欠損填補		△414,449	414,449		－		
当期純利益			11,559		11,559		
自己株式の取得				△ 19	△ 19		
自己株式の処分		△ 2		2	0		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						789	△ 135
当期変動額合計	△ 90,452	△180,229	426,008	△ 17	155,310	789	△ 135
当期末残高	121,885	95,950	135,096	△ 13,889	339,042	6,851	△ 160

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	在外子会社の年金債務調整額	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△ 61,467	△ 3,631	－	△ 59,061	10,166	134,837
当期変動額						
新株の発行						143,770
資本金から剰余金への振替						－
欠損填補						－
当期純利益						11,559
自己株式の取得						△ 19
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	20,261	3,631	△ 109,367	△ 84,821	1,847	△ 82,974
当期変動額合計	20,261	3,631	△ 109,367	△ 84,821	1,847	72,336
当期末残高	△ 41,206	－	△ 109,367	△ 143,882	12,013	207,173

貸　借　対　照　表

（平成26年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**935,853**	**流動負債**	**1,271,407**
現金及び預金	275,151	支払手形	1,455
受取手形	267	電子記録債務	78,511
売掛金	367,410	買掛金	218,831
製品	68,880	短期借入金	582,613
仕掛品	63,566	１年内償還予定の社債	100,000
原材料及び貯蔵品	25,274	リース債務	7,817
前渡金	30,844	未払金	28,857
前払費用	798	未払費用	120,161
その他	107,210	未払法人税等	433
貸倒引当金	△ 3,551	繰延税金負債	43
固定資産	**836,409**	前受金	52,773
有形固定資産	**412,294**	預り金	35,654
建物	218,422	賞与引当金	15,100
構築物	8,956	製品保証引当金	7,430
機械及び装置	48,432	訴訟損失引当金	21,664
車両運搬具	23	その他	59
工具、器具及び備品	11,216	**固定負債**	**307,581**
土地	85,482	社債	60,000
リース資産	20,163	長期借入金	227,210
建設仮勘定	19,596	リース債務	7,333
無形固定資産	**26,592**	繰延税金負債	9,988
工業所有権	2,697	その他	3,049
施設利用権	377	**負債合計**	**1,578,988**
ソフトウェア	23,367	**純資産の部**	
その他	150	**株主資本**	**187,398**
投資その他の資産	**397,522**	**資本金**	**121,884**
投資有価証券	59,218	**資本剰余金**	**95,949**
関係会社株式	253,048	資本準備金	84,384
関係会社出資金	38,326	その他資本剰余金	11,565
長期前払費用	28,918	**利益剰余金**	**△ 16,547**
前払年金費用	13,464	その他利益剰余金	△ 16,547
その他	4,557	特別償却準備金	125
貸倒引当金	△ 12	固定資産圧縮積立金	4,131
繰延資産	**136**	繰越利益剰余金	△ 20,803
社債発行費	136	**自己株式**	**△ 13,888**
		評価・換算差額等	**6,013**
		その他有価証券評価差額金	**5,993**
		繰延ヘッジ損益	**19**
		純資産合計	**193,411**
資産合計	**1,772,400**	**負債純資産合計**	**1,772,400**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成25年４月１日から
平成26年３月31日まで）

（単位：百万円）

売上高		**2,039,924**
売上原価		1,818,463
売上総利益		**221,461**
販売費及び一般管理費		194,891
営業利益		**26,569**
営業外収益		**29,967**
受取利息及び配当金	15,542	
その他の営業外収益	14,425	
営業外費用		**67,817**
支払利息	17,197	
その他の営業外費用	50,620	
経常損失		**11,280**
特別利益		**9,406**
固定資産売却益	3,075	
投資有価証券売却益	6,331	
特別損失		**15,968**
固定資産除売却損	1,138	
減損損失	2,919	
投資有価証券評価損	1,203	
投資有価証券売却損	87	
関係会社株式評価損	3,414	
関係会社出資金評価損	5,714	
関係会社株式売却損	288	
和解金	67	
訴訟損失引当金繰入額	1,134	
税引前当期純損失		**17,841**
法人税、住民税及び事業税		933
法人税等調整額		△　2,227
当期純損失		**16,547**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成25年４月１日から
平成26年３月31日まで）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	退職給与積立金	別途積立金
当期首残高	212,336	269,076	7,101	276,178	26,115	1,469	4,292	1,756	76,950
当期変動額									
新株の発行	71,884	71,884		71,884					
資本金から剰余金への振替	△162,336		162,336	162,336					
準備金から剰余金への振替		△256,576	256,576	－					
欠損填補			△414,448	△414,448					
利益準備金の取崩					△ 26,115				
特別償却準備金の取崩						△ 1,344			
固定資産圧縮積立金の取崩							△ 161		
退職給与積立金の取崩								△ 1,756	
別途積立金の取崩									△ 76,950
当期純損失									
自己株式の取得									
自己株式の処分			△ 1	△ 1					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	△ 90,452	△184,692	4,463	△180,228	△ 26,115	△ 1,344	△ 161	△ 1,756	△ 76,950
当期末残高	121,884	84,384	11,565	95,949	－	125	4,131	－	－

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（単位：百万円）

	株主資本				評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	△525,030	△414,448	△ 13,872	60,194	5,116	△ 583	4,533	64,728
当期変動額								
新株の発行				143,769				143,769
資本金から剰余金への振替				－				－
準備金から剰余金への振替				－				－
欠損填補	414,448	414,448		－				－
利益準備金の取崩	26,115	－		－				－
特別償却準備金の取崩	1,344	－		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩	161	－		－				－
退職給与積立金の取崩	1,756	－		－				－
別途積立金の取崩	76,950	－		－				－
当期純損失	△ 16,547	△ 16,547		△ 16,547				△ 16,547
自己株式の取得			△ 18	△ 18				△ 18
自己株式の処分			2	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					876	602	1,479	1,479
当期変動額合計	504,226	397,900	△ 16	127,203	876	602	1,479	128,683
当期末残高	△ 20,803	△ 16,547	△ 13,888	187,398	5,993	19	6,013	193,411

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年５月８日

シャープ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤研了 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原田大輔 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	公江祐輔 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成本弘治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、シャープ株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャープ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年５月８日

シャープ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤研了 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原田大輔 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	公江祐輔 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成本弘治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、シャープ株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告

当監査役会は、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、監査役会において審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び監査役の業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査役の業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえて検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換に努め、必要に応じて子会社に対して事業の報告を求め又は重要な子会社に赴いて業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか否かを監査するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人からその職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。また、当該基本方針の実現のための取り組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年５月９日

シャープ株式会社　監査役会

常勤監査役　上　田　準　三　㊞

常勤監査役（社外監査役）　平　山　信　次　㊞

監　査　役（社外監査役）　夏　住　要一郎　㊞

監　査　役（社外監査役）　奥　村　萬壽雄　㊞

以　上

議案及び参考事項

第１号議案　取締役11名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期が満了し、藤本　聡、藤本俊彦の両氏は退任となります。
つきましては、取締役会による意思決定及び取締役の職務執行の監督機能をさらに強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、社外取締役２名の増員を含む取締役11名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおり（※印は新任の取締役候補者）であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	 たか　はし　こう　ぞう 髙　橋　興　三 （昭和29年８月20日生）	昭和55年４月　当社入社 平成20年９月　同　執行役員 平成22年４月　同　常務執行役員 平成24年４月　同　副社長執行役員 平成24年６月　同　代表取締役兼副社長執行役員 平成25年６月　同　代表取締役社長、現在に至る。	22,483株
2	 みず　しま　しげ　あき 水　嶋　繁　光 （昭和30年３月６日生）	昭和55年４月　当社入社 平成17年６月　同　取締役ＡＶＣ液晶事業本部長 平成20年４月　同　常務取締役研究開発本部長 平成20年６月　同　常務執行役員研究開発本部長 平成24年４月　同　副社長執行役員技術担当兼オンリーワン商品・デザイン本部長 平成24年６月　同　代表取締役兼副社長執行役員、現在に至る。（技術担当）	26,755株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	 おおにしてつお 大西徹夫 （昭和29年６月18日生）	昭和54年４月　当社入社 平成15年６月　同　取締役経理本部長 平成22年４月　同　取締役兼常務執行役員ソーラー事業統轄兼ソーラーシステム事業本部長 平成22年６月　同　常務執行役員ソーラー事業統轄兼ソーラーシステム事業本部長 平成23年10月　同　執行役員欧州・中東欧本部副本部長 平成24年４月　同　常務執行役員経理本部長 平成24年６月　同　取締役兼常務執行役員経理本部長 平成24年７月　同　代表取締役兼専務執行役員経営管理担当兼経理本部長 平成25年４月　同　代表取締役兼専務執行役員コーポレート統括本部長兼構造改革実行本部長 平成26年４月　同　代表取締役兼副社長執行役員、現在に至る。（コーポレート統括本部長兼グローバル事業推進担当）	29,639株
4	 ほうしのりかず 方志教和 （昭和27年10月１日生）	昭和53年４月　当社入社 平成20年６月　同　執行役員モバイル液晶事業本部長 平成21年４月　シャープマニファクチャリングシステム株式会社取締役社長 平成23年４月　当社執行役員ディスプレイデバイス事業本部長 平成24年８月　同　執行役員ディスプレイデバイス第１生産本部長 平成25年４月　同　専務執行役員デバイスビジネスグループ担当 平成25年６月　同　代表取締役兼専務執行役員デバイスビジネスグループ担当、現在に至る。	17,505株
5	 はしもとよしひろ 橋本仁宏 （昭和31年12月19日生）	昭和54年４月　株式会社三和銀行入行 平成17年５月　株式会社ＵＦＪ銀行執行役員人事部副部長 平成18年１月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行執行役員シンジケーション部長 平成21年６月　三菱ＵＦＪキャピタル株式会社代表取締役副社長 平成23年６月　同　代表取締役社長（平成25年６月退任） 平成25年６月　当社取締役兼常務執行役員コーポレート統括本部副本部長兼経営管理担当、現在に至る。	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	 伊藤　ゆみ子（いとう　ゆみこ） （昭和34年３月13日生）	昭和59年４月　衆議院法制局参事 昭和62年４月　最高裁判所司法研修所司法修習生 平成元年４月　弁護士登録、坂和総合法律事務所入所 平成３年７月　田辺総合法律事務所入所 平成13年４月　ジーイー横河メディカルシステム株式会社法務・特許室長 平成16年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社法務・知的財産スタッフ・カウンセル 平成19年３月　日本マイクロソフト株式会社執行役法務・政策企画統括本部長 平成25年４月　当社入社 執行役員コーポレート統括本部法務担当 平成25年６月　同　取締役兼執行役員コーポレート統括本部法務担当 平成26年４月　同　取締役兼常務執行役員コーポレート統括本部法務担当、現在に至る。	0株
7	社外取締役候補者 加藤　誠（かとう　まこと） （昭和15年12月13日生）	平成７年６月　伊藤忠商事株式会社取締役 平成９年４月　同　常務取締役 平成10年４月　同　代表取締役専務取締役 平成13年４月　同　代表取締役副社長 平成18年４月　同　取締役副会長 平成19年６月　同　相談役（平成22年７月退任） 平成23年６月　当社取締役、現在に至る。	14,649株
8	 ※ 中山藤一（なかやま　ふじかず） （昭和28年12月30日生）	昭和52年４月　当社入社 平成20年６月　同　執行役員ドキュメントシステム事業本部長 平成23年４月　同　常務執行役員ビジネスソリューション事業統轄兼ドキュメントソリューション事業本部長 平成24年４月　同　専務執行役員ビジネスソリューション事業統轄兼ドキュメントソリューション事業本部長 平成24年６月　同　取締役兼専務執行役員ビジネスソリューション事業統轄兼ドキュメントソリューション事業本部長 平成25年６月　同　専務執行役員プロダクトビジネスグループＢｔｏＢ担当兼ビジネスソリューション事業統轄 平成25年10月　同　専務執行役員プロダクトビジネスグループ担当、現在に至る。	21,931株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	 ※ 橋本明博（はしもとあきひろ） （昭和35年２月18日生）	昭和58年４月　株式会社富士銀行入行 平成17年２月　株式会社みずほコーポレート銀行営業第２部次長 平成20年７月　同　米州プロダクツ営業部長 平成22年４月　同　執行役員米州プロダクツ営業部長 平成24年４月　株式会社みずほ銀行常務執行役員営業店担当役員（平成25年７月まで） 平成25年４月　株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員営業担当役員 平成25年７月　株式会社みずほ銀行常務執行役員営業担当役員（株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行が合併し、株式会社みずほ銀行として発足） 平成26年４月　同　理事 平成26年５月　当社入社 コーポレート統括本部理事、現在に至る。	0株
10	社外取締役候補者 ※ 大八木成男（おおやぎしげお） （昭和22年５月17日生）	平成11年６月　帝人株式会社執行役員医薬事業本部東京支店長 平成13年６月　同　常務執行役員医薬営業部門長補佐（企画担当） 平成14年６月　同　専務執行役員医薬事業本部長 平成15年10月　帝人ファーマ株式会社代表取締役社長 平成17年６月　帝人株式会社常務取締役 平成18年６月　同　専務取締役 平成20年６月　同　代表取締役社長ＣＥＯ 平成26年４月　同　取締役会長、現在に至る。 （重要な兼職の状況） 帝人株式会社 取締役会長	0株
11	社外取締役候補者 ※ 北田幹直（きただみきなお） （昭和27年１月29日生）	昭和51年４月　検事任官（東京地方検察庁） 昭和62年７月　在米日本大使館一等書記官 平成９年４月　法務省刑事局国際課長 平成14年４月　外務省大臣官房監察査察官 平成20年７月　千葉地方検察庁検事正 平成21年１月　公安調査庁長官 平成22年12月　札幌高等検察庁検事長 平成24年１月　大阪高等検察庁検事長（平成26年１月退官） 平成26年３月　弁護士登録、森・濱田松本法律事務所入所（客員弁護士）、現在に至る。	0株

（注）１．候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．候補者が所有する当社株式の数には、持株会における持分を含んでおります。
３．加藤　誠、大八木成男、北田幹直の３氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
（社外取締役候補者に関する記載事項）
加藤　誠候補者
(1) 同氏は、長年にわたり総合商社の業務及び経営に携わってこられた経験を活かした幅広い見地から、独立した立場で当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、当社の取引先である伊藤忠商事株式会社の出身者ですが、同社との取引金額は僅少（両社の売上高に対する比率はともに１％未満）であり、同氏の独立性に影響を与えるおそれはないと判断しております。
(2) 同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は３年であります。
(3) 同氏と当社の間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
大八木成男候補者
(1) 同氏は、長年にわたる製造会社の経営者としての経験を活かした幅広い見地から、独立した立場で当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏が取締役会長を務める帝人株式会社と当社との間には仕入取引がありますが、取引金額は僅少（両社の売上高に対する比率はともに１％未満）であり、同氏の独立性に影響を与えるおそれはないと判断しております。
(2) 同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
北田幹直候補者
(1) 同氏は、法曹界での要職を歴任された経験を活かした、専門的かつ客観的な視点に基づき、独立した立場で当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、森・濱田松本法律事務所に所属しておりますが、同事務所と当社との間には顧問契約はありません。
(2) 同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
４．当社は、加藤　誠氏を当社が上場している東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同証券取引所に対して届け出ております。本総会において同氏の再任が承認された場合、独立役員としての届け出を継続する予定です。また、大八木成男、北田幹直の両氏についても、独立役員に指定し、届け出を行う予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査体制の充実・強化を図るため、新たに監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

新任の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
 にし　お　ゆうじろう 西　尾　裕次郎 （昭和31年12月１日生）	昭和54年４月　当社入社 平成19年９月　同　経理本部副本部長兼経理部長 平成21年３月　同　広報室長 平成22年４月　同　海外企画本部長 平成24年８月　同　ＩＴシステム推進センター所長 平成25年４月　同　コーポレート統括本部ＳＣＭ統轄兼ＩＴシステム戦略部長 平成26年４月　同　コーポレート統括本部経営企画部参与、現在に至る。	7,115株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
　　２．候補者が所有する当社株式の数には、持株会における持分を含んでおります。

第３号議案　当社株式の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）継続の件

当社は、平成23年６月23日開催の第117期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で、有効期間を平成26年６月30日までに開催される第120期定時株主総会終結の時までとする「当社株式の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）」（以下、「現行買収防衛策」といいます。）を継続し、その後、平成25年５月14日開催の取締役会において、同日に公表した中期経営計画に併せ、現行買収防衛策の一部を当該中期経営計画に沿う内容に変更いたしました。

その後も、当社取締役会は、買収防衛策に関する動向を踏まえ、現行買収防衛策についてさらなる検討を進めてまいりました結果、平成26年５月12日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、現行買収防衛策の一部を変更した上で継続することを決定いたしました。（以下、変更後の買収防衛策を「本買収防衛策」といいます。）

変更の概要は以下のとおりです。

①大量買付に関する情報の提供を受ける期間に上限（大量買付ルール遵守表明書の受領後60日以内）を設定するとともに、迅速な対応を可能にするため、情報提供資料の使用言語を日本語といたします。

②対抗措置発動の判断について、特別委員会が株主の意思を確認する必要がある旨の留保を付した場合又は取締役会が必要と判断した場合に株主意思確認総会を開催し、発動の可否を諮ることといたします。

③次の変更により、現行買収防衛策の明確化を行います。

- 更新後の有効期間（３年）における成長戦略として、中期経営計画で公表した内容等を記載する。
- デッドハンド型、スローハンド型買収防衛策に該当しない旨を明記する。
- 新株予約権１個当たりの目的である株式の数を「１株」から「１株以下で当社取締役会が定める数」とする。

④その他、上記変更に伴う修正等、所要の修正を行っております。

本買収防衛策は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、当社株式の大量買付者に対して、その買付目的や方法、買付対価の種類・算定根拠等の内容など、十分な情報提供と、適切な評価期間を要請することにより株主の皆様が適切な状況判断を行えるようにするためのルールを定めるものです。大量買付行為そのものを阻害したり、大量買付に応じるか否かについての株主の皆様の機会を奪うものではありません。

本買収防衛策の内容は、43頁から54頁に記載しております。

つきましては、本買収防衛策の継続についてご承認をお願いいたしたいと存じます。

（本買収防衛策の内容）

当社株式の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

会社の財務及び事業の方針の決定を支配することを目的として、対象会社の取締役会の賛同を得ないで行われる株式の買付行為の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を損なうことにより、結果的に企業価値を損なうもの、株主の皆様に株式の売却を強要するおそれのあるもの、買付行為の内容や買付者について十分な情報を提供しないもの、対象会社の取締役会が買付行為の内容を検討した上で代替案を提供するための時間的余裕を提供しないものなど、不適切なものもあり得ます。

特に当社グループのように製造業を営む企業にとっては、先端技術や製造技術を自社内で開発し、活用することが企業価値・株主共同の利益の確保・向上に必要不可欠となりますが、研究開発の成果を事業化するまでには、数年から数十年という長い期間を必要とする場合もあり、また、この間に顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの良好な協力関係を構築することも欠かすことができません。従って、中長期的な視点に基づいた経営への取り組みこそが当社グループの企業価値を最大化する上で必須となります。

当社取締役会は、当社グループの買収を企図した当社取締役会の賛同を得ない当社株式の買付行為であっても、これに応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、上記のような不適切な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではなく、当社グループの企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると考えており、このような不適切な買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要であると考えております。

Ⅱ．当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、Ⅲ．に記載するもののほか、以下の取り組みを行っております。

１．中長期的な経営戦略に基づく取り組み

当社グループは、「誠意と創意」の経営信条の下、時代を先取りする独自商品の開発を通じて、企業価値の向上に努めるとともに、社会への貢献を果たしてきました。

また、当社グループは、先進のエレクトロニクス技術を駆使し、顧客のニーズを捉えた革新的な商品やサービスを創出することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えております。

こうした考えの下、当社グループは、平成25年度以降、事業ポートフォリオの再構築を着実に実行し、安定的な利益成長とキャッシュ創出を果たす「新生シャープ」

の実現に向け、「中期経営計画」を策定しました。「中期経営計画」では、初年度にあたる平成25年度を「構造改革ステージ」、次の平成26年度、27年度を本格成長へと舵を切る「再成長ステージ」と位置付け、シャープの「再生と成長」の実現をめざしてまいります。

この目標を達成するために、次の３つの基本戦略を推し進めてまいります。

①「勝てる市場・分野」へ経営資源をシフト

②自前主義からの脱却、アライアンスの積極活用

③ガバナンス体制の変革による実行力の強化

具体的には、「事業ポートフォリオの再構築」「液晶事業の収益性改善」「アセアンを最重点地域とした海外事業の拡大」「全社コスト構造改革による固定費削減」「財務体質の改善」の重点施策に取り組み、企業価値の拡大を図ってまいります。さらに、「中期経営計画」の先を見据え、徹底した顧客志向の取り組みに加え、当社の強みである技術を活かし、協業先企業の有する販路や補完技術とのシナジー効果の創出により新たな事業領域を拡大してまいります。特に、「ヘルスケア・医療」「ロボティクス」「スマートホーム/モビリティ（車載を含む）/オフィス」「食/水/空気の安心安全」「教育」を重点５事業領域とし、これら事業の展開に積極的に取り組むことにより、長期にわたる持続的な成長を図ってまいります。

当社グループは、世界中の人々にとって必要とされ、世の中のためになる企業グループをめざしてまいります。

このほか、コンプライアンス意識やステークホルダーの視点をもって業務を遂行することの重要性を十分認識して事業活動に取り組むことにより企業の社会的責任を果たすとともに、環境・教育・社会福祉の分野を中心とした様々な社会貢献活動の推進により、広く社会からの期待に応え、信頼と評価を高めるよう推進してまいります。

２．利益還元についての取り組み

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えており、連結業績と財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、長期的な視点に立って、株主の皆様への利益還元に取り組んでまいります。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、Ⅰ．の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みを、次のとおりといたします。

当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、次に掲げる買付行為に関するルール（以下、「大量買付ルール」といいます。）を設定し、これらの買付行為を行おうとする者に対して大量買付ルールの遵守を求め、これを遵守しない場合など、一定の場合において、相当と認められる対応を行うこと。

・当社取締役会の事前の賛同を得ない特定株主グループ(注)の議決権割合を20％以上とすることを目的とする当社株式の買付行為

・結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（以下では、これらの買付行為を「大量買付行為」といい、そのような買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。また、１．から５．に記載する当社株式の大量買付行為に関する対応プランを「本プラン」といいます。）

（注）特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、又は当社の株券等（金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（金融商品取引法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（金融商品取引法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

１．本プランの必要性

当社取締役会は、当社株式の大量買付行為が行われる場合、これに応じるか否かについては、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、株主の皆様が適切な判断を行うためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から以下のような事項について必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えております。

・大量買付行為が当社グループに与える影響や大量買付者が考える当社グループの経営方針、事業計画の内容
・顧客、取引先、従業員等の当社グループのステークホルダーへの影響
・当社取締役会の当該大量買付行為に対する意見や代替案など

このため、当社取締役会は、大量買付行為が行われる際の一定の合理的なルールを設定しておくことが不可欠であると考えます。

２．大量買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大量買付ルールとは、(1)事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、(2)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大量買付行為を開始する、というものです。具体的には以下のとおりです。

(1) 大量買付情報の提供

①大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合は、まず当社宛に、大量買付ルールを遵守する旨並びに大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大量買付行為の概要を明記した書面（以下、「大量買付ルール遵守表明書」といいます。）を提出していただきます。
なお、本表明書及び下記②に定める情報など大量買付者が当社に提出する資料に使用する言語は日本語とします。

②当社は、大量買付ルール遵守表明書の受領後10営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために、大量買付者に対して具体的な大量買付行為の内容に関する情報や大量買付者に関する必要かつ十分な情報（以下、「大量買付情報」といいます。）のリストを当該大量買付者に交付し、速やかに当該リスト記載の情報を当社に提供していただくこととします。
大量買付情報の内容を以下に例示しておりますが、これらに限定されるものではありません。

(a) 大量買付者及びそのグループの概要（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、過去の買収及び大量買付行為の履歴、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）
(b) 買付目的、方法及び内容（買付対価の種類・算定根拠、買付資金の裏付け、買付時期、取引の仕組み等を含みます。）
(c) 大量買付者に対する資金提供者の概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
(d) 大量買付完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業ごとの詳細な中長期計画、資本政策、財務政策、配当政策
(e) 当社グループの企業価値・株主共同の利益を持続的に向上させるための特許、ブランド等の活用施策及びその根拠
(f) 大量買付完了後に予定する当社グループのステークホルダー（顧客、取引先、従業員、地域社会等）の処遇の変更の有無及びその内容

③当社取締役会は、大量買付者から提供していただいた情報を精査し、当初提供していただいた情報だけでは不十分であると考えられる場合には、適宜回答期限を定めた上で、必要かつ十分な情報が揃うまで追加の情報提供を求めます。なお、最終回答期限は、大量買付ルール遵守表明書の受領後60日を超えないものとします。

④当社取締役会は、大量買付ルール遵守表明書を受領した場合及び大量買付者による大量買付情報の提供が完了したと判断した場合（この判断は３．に定める特別委員会の助言・勧告を受けた上で行います。）、適時適切な方法によりその旨を開示いたします。また、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大量買付情報について、当社株主の皆様の判断のために必要であると認める事項を、一般的に適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

(2) 取締役会評価期間の確保

当社取締役会は、大量買付情報の受領完了後、対価を円貨のみとする場合は60日間、対価を円貨以外とする場合は90日間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるものとし、大量買付行為は、取締役会評価期間の満了後にのみ開始されるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、弁護士、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士等の外部専門家の助言を受けつつ、提供された大量買付行為の内容に関する情報を十分に評価・検討し、３．に定める特別委員会の勧告を最大限尊重して、取締役会としての意見を慎重に取りまとめます。また、適時の情報開示に留意しながら、必要と判断される場合には、大量買付行為の内容を改善するよう大量買付者と交渉いたします。

３．特別委員会の設置

当社取締役会による大量買付行為の検討・対抗措置の発動にあたっては、社外取締役、社外監査役及び外部の有識者の中から選任される３名以上の委員により構成される特別委員会が、大量買付行為の是非及び対抗措置の発動の可否を慎重に

審査し、当社取締役会に勧告します。特別委員会は、対抗措置の発動の可否に関し、あらかじめ株主総会において株主の皆様の意思を確認すべき旨の留保を付すことができるものとします。

当社取締役会は、この勧告を最大限尊重し、５．に定める対抗措置の取り扱いを最終決定いたします。

なお、特別委員会規則の概要及び特別委員会委員は別添１のとおりです。

４．株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、以下の場合には、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集し、対抗措置の発動の可否に関する議案を付議し、株主の皆様の意思を確認するものとします。

・特別委員会が対抗措置の発動に際して、あらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合
・大量買付行為が５．(3)に定める「当社グループの企業価値･株主共同の利益を著しく損なうもの」への該当性が問題となる場合において、当社取締役会が、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合

上記に基づき株主総会が開催された場合には、当社取締役会はその決議に従うものとします。

５．対抗措置の取り扱い

(1) 大量買付者が大量買付ルールを遵守し、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと判断された場合

当社取締役会は、対抗措置を発動しないものとします。

(2) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、大量買付者が大量買付ルールを遵守せずに買付行為を開始した場合又は大量買付ルールを逸脱した場合は、取締役会評価期間の開始又は終了の有無を問わず、当社グループの企業価値･株主共同の利益を確保するため、株式分割、新株予約権の無償割当て等、その時点の法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動することがあります。具体的な対抗措置及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択します。

具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別添２に記載のとおりとします。

なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。このほか、発行時の状況により、別添２に定める条件と異なる条件を定める場合があります。

(3) 大量買付者が大量買付ルールを遵守するも、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうと判断された場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合でも、以下のような場合には、当社取締役会は、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと判断いたします。

①当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合。
②当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要不可欠な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を大量買付者やそのグループ会社に譲渡させる等、いわゆる焦土化目的があると判断される場合。
③当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合。
④当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合。
⑤その他上記に準じる場合で、当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと判断される場合。

当社取締役会は、上記と判断される大量買付行為が開始された場合には、(2)と同様の対抗措置を発動することがあります。

(4) 対抗措置発動の中止について

対抗措置の発動を決定した後、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供があり、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると特別委員会が勧告し、当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を取り止めます。

Ⅳ. 本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響等

1. 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時においては、株式分割及び新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接、具体的な影響が生じることはありません。

2. 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大量買付者に対して対抗措置を発動する場合は、状況に応じて株主及び投資家の皆様に適時適切な情報開示を行うとともに、大量買付者以外の株主及び投資家の皆様に不利益を与えないよう十分に配慮いたします。

但し、Ⅲ. 5. (4)に記載のとおり、対抗措置の発動決定後においても、状況により発動を取り止めることがあります。具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行することとした場合において、この発動を取り止めた場合又は割当ての後にすべての新株予約権を当社が取得した場合は、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じませんので、希釈化が生じることを前提として売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

3. 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

当社が株式分割や新株予約権の無償割当てを行う場合、その手続等について適時適切な方法によりお知らせします。

Ⅴ．本プランが基本方針に沿うものであること、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないこと及び当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、本プランは、Ⅰ．に記載の基本方針に沿うものであり、以下の理由から、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

１．本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後にのみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大量買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することがあることを明記しております。

このように本プランは、基本方針の考えに沿って設計されたものであるといえます。

２．本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、基本方針の考え方並びに平成17年５月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」による３原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）及び東京証券取引所の有価証券上場規程に定められた買収防衛策導入時の遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化しております。また、本プランは、平成20年６月30日に企業価値研究会から公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。これにより、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効・継続が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

３．本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、不適切な大量買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本プランの発効を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大量買付行為に関して当社取締役会が評価、検討、代替案の提示、大量買付者との交渉又は対抗措置の発動を行う際には、外部の専門家等からの助言を得るとともに、当社経営陣から独立した３名以上の委員により構成される特別委員会の

勧告を最大限尊重するものとし、特別委員会は、当社取締役の利益を図ることを目的とした助言・勧告を行ってはならないこととしております。

さらに、対抗措置を発動するか否かの判断を行うに当たり、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合は、株主意思確認総会を開催し、取締役会はその決議に従う旨を定めております。

このように本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

Ⅵ．その他

１．本プランの継続決定に至る経緯

本プランは、平成26年５月12日開催の当社取締役会において、平成26年６月25日開催の当社第120期定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、従前のものを見直し、継続することを決定しました。なお、社外監査役３名を含む４名の監査役全員から、本プランは妥当であるとの意見表明がありました。

２．本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、平成26年６月25日開催の当社第120期定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、当該定時株主総会終結の時から平成29年６月30日までに開催される第123期定時株主総会終結の時までとします。

本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、有効期間中に本プランの基本的考え方に反しない範囲内で、買収防衛策に関する法改正や証券取引所規則の改正等を踏まえ、必要に応じてⅠ．Ⅱ．の内容及び本プランを見直すことがあります。当社は、本プランが継続、廃止又は変更された場合には速やかに開示いたします。

３．デッドハンド型買収防衛策及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

２．に記載のとおり、本プランは、有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって廃止することができ、また、当社は取締役の任期を１年としていることから、大量買付者が自己の指名する取締役を１回の当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することも可能です。

以上から、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役の過半数を交替させてもなお、廃止又は不発動とすることができない買収防衛策）及びスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）のいずれにも該当いたしません。

以　上

別添１：特別委員会の概要

１．特別委員会規則の概要

・特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。

・特別委員会の委員（以下、「委員」という。）は３名以上とし、当社及び当社の業務を執行する取締役から独立した社外取締役、社外監査役及び外部の有識者の中から取締役会が選任する。

・委員の任期は１年間とする。但し、期間終了の１か月前までに当社又は委員から相手方に別段の書面による通知をしない限り、更に１年間自動的に延長されるものとする。

・特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審査し、その結果を当社取締役会に助言又は勧告する。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置に関する決定を行うものとする。
なお、各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からのみこれを行い、自己又は取締役その他の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
①対抗措置の発動の可否
②取締役会が予定する対抗措置の当否
③対抗措置の中止の要否
④前三号に準じる重要な事項
⑤その他、取締役会が特別委員会に諮問した事項

・特別委員会は、必要があると判断したときは、当社の費用負担により、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家の意見を求めることができる。

・特別委員会は、原則として、委員全員が出席して開催するものとする。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員総数の過半数の出席により開催することができる。

・特別委員会の決議は、委員総数の過半数に相当する委員の同意をもってこれを行う。

２．特別委員会委員

加藤　誠（かとう　まこと）		昭和15年12月13日生
略　歴	平成７年６月	伊藤忠商事株式会社取締役
	平成９年４月	同　常務取締役
	平成10年４月	同　代表取締役専務取締役
	平成13年４月	同　代表取締役副社長
	平成18年４月	同　取締役副会長
	平成19年６月	同　相談役（平成22年７月退任）
	平成23年６月	当社取締役（社外取締役）、現在に至る。

夏住 要一郎（なつずみ　よういちろう）		昭和24年３月４日生
略　歴	昭和50年４月	弁護士登録、色川法律事務所入所、現在に至る。
	平成20年６月	当社監査役（社外監査役）、現在に至る。

奥村 萬壽雄（おくむら　ますお）		昭和22年11月８日生
略　歴	平成13年５月	大阪府警察本部長
	平成14年８月	警察庁警備局長
	平成16年１月	警視総監
	平成18年３月	財団法人（現 一般財団法人）全日本交通安全協会理事長（平成25年６月退任）
	平成23年６月	当社監査役（社外監査役）、現在に至る。
	平成25年６月	公益財団法人日本道路交通情報センター理事長、現在に至る。

なお、平成26年６月25日開催の第120期定時株主総会において、取締役選任議案が原案どおり承認された場合、特別委員会委員は次のとおりとなる予定です。

加藤　誠	（かとう　まこと）	当社取締役（社外取締役）
大八木　成男	（おおやぎ　しげお）	当社取締役（社外取締役）
北田　幹直	（きただ　みきなお）	当社取締役（社外取締役）
奥村　萬壽雄	（おくむら　ますお）	当社監査役（社外監査役）

大八木成男氏及び北田幹直氏の略歴は次のとおりです。

大八木　成男（おおやぎ　しげお）　昭和22年５月17日生

略　歴	平成11年６月	帝人株式会社執行役員医薬事業本部東京支店長
	平成13年６月	同　常務執行役員医薬営業部門長補佐（企画担当）
	平成14年６月	同　専務執行役員医薬事業本部長
	平成15年10月	帝人ファーマ株式会社代表取締役社長
	平成17年６月	帝人株式会社常務取締役
	平成18年６月	同　専務取締役
	平成20年６月	同　代表取締役社長ＣＥＯ
	平成26年４月	同　取締役会長、現在に至る。

北田　幹直（きただ　みきなお）　昭和27年１月29日生

略　歴	昭和51年４月	検事任官（東京地方検察庁）
	昭和62年７月	在米日本大使館一等書記官
	平成９年４月	法務省刑事局国際課長
	平成14年４月	外務省大臣官房監察査察官
	平成20年７月	千葉地方検察庁検事正
	平成21年１月	公安調査庁長官
	平成22年12月	札幌高等検察庁検事長
	平成24年１月	大阪高等検察庁検事長（平成26年１月退官）
	平成26年３月	弁護士登録、森・濱田松本法律事務所入所（客員弁護士）、現在に至る。

以　上

別添２：新株予約権の概要

１．新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定め公告する基準日における最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その所有株式１株につき１個の割合で新株予約権を無償で割当てる。

２．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は１株以下で当社取締役会が定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。また、当社の発行済株式総数の変更により、対象株式数の調整を行うことがある。

３．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は１円を下限として当社株式の１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

４．新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定める。

５．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

６．当社による新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって､すべての新株予約権を無償で取得することができる。なお､上記４．の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定める。

７．新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他の必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以　上

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

１．インターネットによる議決権行使について

１）書面による議決権行使に代えて、パソコン又は携帯電話により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の株主様は、同封の議決権行使書用紙右下に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードをご変更いただく必要があります。

当社指定のURL：http://www.it-soukai.com

※前回までご案内のhttps://daiko.mizuho-tb.co.jp/はご利用になれません。
※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して、次の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトにアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

２）議決権行使コード及びパスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。

３）インターネットに関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。なお、当社から株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。
・パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
・議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

２．お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使についてご不明な点は、株主名簿管理人 **みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

１）議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル　0120-768-524（土日休日を除く　午前９時～午後９時）

２）上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル　0120-288-324（土日休日を除く　午前９時～午後５時）

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

【最寄駅】

〇大阪市営地下鉄四つ橋線「本 町 駅」 ㉒、㉓出口から徒歩約７分

「四ツ橋駅」 ②出口から徒歩約５分

※四つ橋線へは、ＪＲ大阪駅方面からお越しの場合は「西梅田駅」、ＪＲ天王寺駅方面からお越しの場合は「大国町駅」での乗り換えが便利です。なお、送迎バスの運行はございませんので、ご了承願います。

※ 当会場には、駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。